

2025.01.27 改定（2025年1月24日開催の会合決議を反映して修正）

ITシステム可視化協議会規約

第1条 総則

本会は、ITシステム測定・可視化の推進を通じて、ITシステムに関わる全ての人や社会の発展に貢献するための団体であり、ITシステムの測定・可視化に関する技術を利用する、あるいは興味を持つ団体および個人により構成される。

第2条 名称第1項

本会は、ITシステム可視化協議会と称しその略称をMCISとする。英語名は Measurement Council for IT Systems, Japan とする。

第2項

本会は、本拠を付属書5で定める所在地に置く。

第3条 目的第1項

本会は、ITシステムの測定・可視化技術の日本国内における理解と普及、その利用法の検討を主な目的とする。また、これらの活動を通して会員相互の情報交換と親睦を図る。

第2項

本会は、上記目的を遂行するためにソフトウェアに関連のある各種団体と交流を行う。

第4条 国際活動第1項 IFPUG 日本支部 本会は、ファンクションポイント法のユーザ団体である International Function Point Users Group（略称 IFPUG。以下 IFPUG を使用する）の規約に則った正規の日本支部である。ファンクションポイント法は IT システム測定・可視化技術の1種であり、本会は IFPUG 日本支部の活動を通じてファンクションポイント法の普及に貢献する。

第2項 IFPUG のドキュメント

IFPUG がその支部に対して供与するドキュメントは付属書1に定めるように配布する。ただし、IFPUG が供与を停止した場合はこの限りではない。

第3項 IFPUG 及び他支部の会員の処遇本会は、IFPUG の会員及び IFPUG の支部から要求があれば、それらの会員に対して可能な限り本会の会員と同等の便宜を図れるようにする。

第4項 IFPUG 法の計測規則の改変

IFPUG 法の計測規則の改変は会合の議決を必要とする。

第5条 会員

第1項 会員となるための条件

本会の会員は、日本国内で活動する法人またはその部門、または個人でなければならない。法人の会員を法人会員、個人の会員を個人会員と呼ぶ。個人会員の種別を第12条に定める。

第2項 会員資格の取得（加入）

会員になろうとする（以下、加入する）ものは、代表者を指名して事務局に申し込まなければならない。法人は申込が受理された時点で会員の資格を取得する。個人会員は、本規約8条3項で定める役員会（以下役員会）の議決の後に会員の資格を取得する。

第3項 法人会員加入の拒否

役員会は、役員会の議決をへて法人の加入を拒否することができる。この場合、拒否の事実を速やかに会合に報告しなければならない。

第4項 会員の義務

会員は、本会の目的達成のため、相互に協力しなければならない。

第5項 会員資格の継続

会員の資格は、本条第6項に該当するか第7項の規定に基づいて退会の意志を届けない限り自動的に継続される。

第6項 会員資格の喪失

1. 会員が当該年度の会計年度が終了する3月31日までに会費を納入しなかったときは、本会会員の資格を喪失する。

2. 会員が著しく本会の名誉を毀損した場合、あるいは、著しく本会の不利益となる行為を行った場合、会合の議決により当該会員を除名する事ができる。

第7項 退会

会員の意志により退会するときは、退会の2カ月前までに事務局にその旨を書面により届けなければならない。

第6条 会計年度と会費第1項

会計年度

本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第2項 会費

会員は毎年、会費を支払わなければならない。会費の金額および納入期限は付属書2に定める。

第3項 会費の返却

払い込まれた会費はいかなる理由によっても返却しない。

第7条 会員間の情報交換

本会は、会員間の情報交換を促進するための活動を行う。

第8条 役員

第1項 役員の数と責務

本会は、付属書3に定める役員を置く。

第2項 役員の選任及び任期

役員は、会員による自薦・他薦の候補の中より会合の議決により選出する。選出は、原則として各年度の最後の会合において行う。任期は翌年度の総会終了時点から翌々年度の総会終了時点までとし、再選を妨げない。

第3項 役員会

1. 本会を円滑に運営するため、役員会を開催する。役員会の議長は会長が務める。
2. 役員会は全役員の数分の2以上の出席で成立する。
3. 役員会の総意は議決によって決められる。役員会の議決は、監査役員を除く出席役員の過半数の賛成により成立する。監査役員は議決に参加できない。賛否同数の時は、議長の裁量により決する。

第4項 参事の依頼

役員は、その職務の遂行に必要と認めるとき、役員会の議決の後、会員に業務の分担を依頼できる。この会員を参事と呼ぶ。参事を依頼したときには直近の会合に報告しなければならない。

第5項 役員の退任・解任と補充

1. 役員は任期の満了以前に、役員会の議決を経て退任できる。
2. 役員が本会の会員の資格を喪失したときは、自動的に役員を解任される。
3. 欠員補充および新規役職が必要と役員会が判断した場合は、年度途中の会合で選任することができる。
4. 新たに選任された役員の任期は、選任された日から当該年度の役員任期満了までとする。

第9条 名誉会長及び顧問

第1項 名誉会長

1. 本会やITシステム測定・可視化技術の普及に功績のある人、あるいはソフトウェア工学に業績があり本会の趣旨を理解し、本会発展のために尽力できる有識者を名誉会長に委嘱することができる。
2. 名誉会長の委嘱は役員会での推薦の後、会合での議決によって決められる。
3. 名誉会長は本会に助言を与える以外に職責を持たない。
4. 名誉会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第2項 顧問

1. 本会やITシステム測定・可視化技術の普及、あるいはソフトウェア工学に貢献し、本会の趣旨を理解し、本会の諮問に対して助言できる有識者を顧問に委嘱することができる。
2. 顧問の委嘱は役員会での推薦の後、会合での議決によって決められる。
3. 顧問は本会に助言を与える以外に職責を持たない。
4. 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 事務局

本会は、その運営の円滑化のため事務局を設置する。事務局は事務局長が管理運営する。

第11条 会合第1項

総会

本会は、各会計年度の当初に以下を審議し議決する会合を開かなければならない。この会合を総会と呼ぶ。

1. 前年度の活動報告と当該年度の活動計画
2. 前年度の決算報告と当該年度の予算案
3. 前年度の活動の監査

総会は定足数を満たしたときに成立する。

第2項 定例会合

本会は、総会を含め毎年2回以上の定例の会合を開催する。日時及び場所は事務局が設定し、2週間前までに会員に通知する。

第3項 参加資格

会合には、会員の代表者、及び、会員が法人である場合、その法人に属するものが参加できる。

第4項 議長

会合の議長は、会長が務める。会長不在の場合は、副会長が、副会長も不在の場合は、その他の役員が議長を務める。

第5項 定足数

会合は、当該会合に会員の過半数が出席しているとき定足数を満たす。なお、定足数には委任状による出席も含める。白紙による委任は、議長に委任されたと見なす。

第6項 議決機関

本会の総意は、会合における議決によってのみ決められる。会合の議決は、会合が定足数を満たしているときにのみ有効となる。

第7項 投票権

登録された会員毎に1票のみ投票することができる。

第8項 議決事項の通知

議決が必要な事項は、2週間前までに会員にその概要と議決を行う会合の時期、場所が事務局を通して通知されなければならない。ただし、会合に出席している会員3分の2の承諾があればこの限りでない。

第9項 議決の方法

議決が必要な事項は、会合に出席した会員の過半数の賛成により可決される。賛否同数の場合は、議長の判断による。

第12条 個人会員の種別

第1項

個人会員の一部に第2項、第3項に定める会員種別を設ける。

第2項 特別会員

個人会員のうち、当会对する経年に亘っての貢献が著しいと役員会議決により認定する個人会員を特別会員とする。特別会員を認定した場合、直近の定例会合に速やかに報告しなければならない。

第3項 シニア会員

当会への貢献が認められ、以下の全ての要件を満たす個人会員をシニア会員として認定する。

1. 満50歳以上
2. 加入後5年以上経過した法人会員に所属した経験を有する
3. 所属していた法人会員が認定時点も会員である

シニア会員認定は役員会の議決に基づく。

第13条 機密保護

第1項 著作物の保護

本会は機密保護に関して以下の規定を定める。

- (1) I F P U Gが配付する資料についてはI F P U Gが定める規定に従う。
- (2) 本会会員が提供する資料は、当該提供会員の指示に従う。
- (3) 本会の活動の結果作成された資料は、以下の著作権表示、もしくは、本会作成の情報である旨を明示した場合に限り、会員が会員の組織内で自由に使用することができる。当該資料の非会員への配布は個別に役員会により議決する。
- (4) (3)の著作権表示は以下のどちらかの形式とする。

Copyright IT システム可視化協議会、「年号表示」

Copyright MCIS、「年号表示」

ただし、Copyright は略号可、「年号表示」は 2024 等の西暦表示とする。

第 2 項 個人情報の保護

会員の個人情報を保護するため、会員の個人情報に関する方針と運営方法を付属書 4 に定める。

第 14 条 規約の改廃

第 1 項 付属書を除く本規約の定め

付属書を除く本規約の定めは、会合の議決を経なければ改廃できない。

第 2 項 付属書の改廃

付属書は、役員会の議決により改廃できる。改廃内容は、遅滞なく会員に通知するとともに、直近の会合に報告しなければならない。

付則 1

第 2 条の名称は、2024 年 1 月 26 日以降有効である。

付則 2

2024 年 1 月 25 日までの本会の名称は「日本ファンクションポイントユーザ会」、その英語名は Japan Function Point Users Group である。

付属書 1 IFPUG が供与するドキュメントの配布

本会は、IFPUG が供与するドキュメントを以下のように配布する。

1. 翻訳して配布するマニュアル。

(1) Counting Practices Manual

2. IFPUG から送付がある毎に、遅滞なくこれを会員に配布するドキュメント

(1) IFPUG の機関誌の Metric Views

(2) その他の情報

上記のドキュメントは本会会員には無料で配布する。本会会員以外への配布は IFPUG の定めに従う。

付属書 2 ITシステム可視化協議会の会費

本会の会費を以下のように定める。

1. 年会費

法人会員：3万円

個人会員：1万円

納入期限：毎年6月末日

2. 中途加入の会員の会費

会計年度の中途から加入する会員は以下の式に定める額あるいは上記会費の何れか安い額を年会費として納めなければならない。

法人会員：

納入会費（万円）＝1＋0.2×当該会計年度の残月数（申込月を含む）

個人会員：

納入会費（万円）＝0.4＋0.05×当該会計年度の残月数（申込月を含む）

納入期限：入会する月の末日

3. 会費の免除

特別会員は年会費の全額、シニア会員は半額を免除する。

付属書 3 本会の役員の種類、人数、責務

1. 役員の数

本会は、8名以上の役員を置く。

2. 役員の役職

本会は、以下の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

会計役員 1～2名

事務局長 1名

監査役員 1名

担当役員 3名以上

3. 役員の数

(1) 会長

本会を代表するとともに、役員会を掌握する。会長は本会がその目的に沿って円滑に運営されるように可能な限り努力しなければならない。

(2) 副会長

会長を補佐し、会長不在の時はその代行を努める。

(3) 会計役員

本会の収入支出を管理し、翌年度の最初の会合に前年度の決算と当該年度の予算案を報告する。また、必要があれば、その都度直近の会合に収支状況を報告する。

本会の資金の出納は、会計役員もしくは、その指示を受けた者のみが行う。また会計役員は、必ず責務を持つ役員の承認を確認したうえで、出納を行わなければならない。会計役員が他の役員を兼任する場合、会計役員を複数名とし、担当業務に関する出納は他方の会計役員が行う。

(4) 事務局長

本会の事務に関わる処理が遅滞なく進行するように努める。事務局長の任務には、会員名簿の管理を含む。

(5) 監査役員

本会が規約に沿って運営されていることを監査し、翌年度の最初の会合に報告する。また、本会の運営や会計に疑義が生じた場合は、その都度直近の会合に報告する。

監査役員は、会の運営状況を把握する目的で、適宜役員会に参席するが、議決権は持たない。

(6) 担当役員

本会の運営に必要な定められた役職と責務を遂行する。役職と責務については、選任後の役員会で決定する。

4. 役員選任の手順

- (1) 公示 役員会の議決により次年度の役員人数を決め、役員選挙の公示を行う。会則「第11条 第8項 議決事項の通知」に準じて公示する。
- (2) 立候補者は役員の種類を特定せず、立候補する。
- (3) 総会における役員を選任
- (4) 最初の役員会で役職と責務を決議し、会合に報告する。
- (5) 選出された役員が、その年度の定数に満たなかった場合、兼任ができるものとする。但し監査役員については、責務の性質上、他の役員との兼任はできないものとする。また、会計役員が他の役員を兼任する場合は会員役員を複数名置くこととする。
- (6) 年度途中の役職や責務の変更は、役員会の議決を経て行う。役職や責務が変更された場合は、直近の会合に報告する。

付属書 4 会員の個人情報に関する方針と運営方法

1. 個人情報の取扱い方針

本会は会員のプライバシーを保護するため、登録された会員企業担当者(個人会員の場合は会員本人)の個人情報を本人以外に開示しないことを原則とする。会員の個人情報を外部に提供する場合は、必ず事前に利用目的を明示した上で本人の承諾を得ることとし、本人が提供を承認しない個人情報は、適切な方法で保護されなければならない。

2. 個人情報の取扱いに関する運営方法

(1) 本会が会員から取得する個人情報は、「会社名(団体名)」「部署名」「役職」「氏名」「住所」「eメールアドレス」とする。前記個人情報は、本人の同意なしに開示してはならない。

(2) ただし、「会社名」など法人(団体)に関する情報だけからなる情報は、個人情報として取り扱わない。

(3) 上記(1)の個人情報を本会の活動に協賛する他団体などに提供する場合は、入会時及び登録された代表者の変更時に事務局が期限を定めて提供同意の確認を行う。期限内に回答がない場合は、情報の提供が否認されたものとする。

(4) 役員及び役員により指名された者は、就任時に自筆署名をした機密保持誓約書を本会に提出している場合、会の運営のため必要である場合に限り、取得された全ての個人情報を照会することができる。

(5) 会員が退会した場合、原則として、速やかにその個人情報を削除しなければならない。ただし、会の運営上削除できない場合に限りこれを保持する事ができるが、運営に支障がなくなった時点で直ちに削除しなければならない。また、別に法令がある場合は、これに従う。

(6) 会員が本会を退会後も本会の在籍期間中に取得された個人情報の取扱いは、本会在籍中と同じとする。

(7) セミナーや会合の参加者リストは、実施後、一定期間を経た後、廃棄する。

(8) 会員に配布する会合議事録への出席者に関する記述事項は出席した会社名と人数のみとし、個人情報は記載しない。

付属書 5 MCIS 本拠の所在地

本会は、本拠を下記の事務所内に置く。

東京都中央区銀座一丁目2番11号 銀座大竹ビジデンス2F